

## パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
監督指針			
1	Ⅱ-5 (1) ⑤	海外営業拠点（支店、現地法人等）」と、ガイドライン（案）Ⅲ-4の「海外拠点等」は同義との理解でよいか。また、同義であるならば、いずれかに平仄を合わせてはどうか。	「海外営業拠点（支店、現地法人等）」は、取引（営業）が行われる拠点を指し、他方で、「海外拠点等」は、管理部門等の直接的に取引（営業）に関与しない拠点も含まれると考えております。
2	Ⅱ-5 (1) ⑤	Ⅱ-5 (1) ⑤ハ、とガイドラインⅢ-4の【対応が求められる事項】の⑤は同じ事象との理解でよいか。 監督指針改正案が「海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合」とあるのに対し、ガイドライン（案）は「我が国商品先物取引業者等グループ全体の方針・手続・計画等を整合的な形で適用・実施し、これが当該国・地域の法令等により許容されない場合」とある。前者は“法令等で禁止されているために対策が実施できない”と、後者は“対策を適用・実施したところ、法令等により許容されない”と解釈できるのではないか。 また、ここでの「主務省に情報提供」は法的根拠があるものなのか説明されたい。	Ⅱ-5 (1) ⑤ハ、とガイドラインⅢ-4の【対応が求められる事項】の⑤はそれぞれの記述どおりの事象に留意すること、または、対応することを求めているものであり、同じ事象を示すものではありません。 また、ここでの「主務省に情報提供」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき指導等を行うため、監督指針及びガイドラインによるほか、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）勧告に基づく情報提供を求めるものです。
3	Ⅱ-5 (2)	「重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、法236条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出を含め、必要な対応を検討するものとする」とあるが、同項第1号から第7号のうち、取引時確認等の措置において該当する事態は第5号と考えられるが、その理解でよいか。 なお、「法236条第1項」の条番号の前に「第」が欠落している。	そのような理解で差し支えありません。 なお、欠落した文言につきましては、ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
4	Ⅱ-9 (7) ⑦	「商品先物取引業者の主要株主」とあるが、これは商品先	「主要株主」には、一般的に、ご指摘の「株主等」が含ま

		物取引法施行規則第80条第1項第15号に規定する「保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号及び第82条において同じ。）の数の上位10名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）」との理解でよいか。	れるものと考えます。
ガイドライン			
5	I-1、I-3、 II-2-1、 3.(1)、(2)、(4)、 (7)、 III-4、III-5、 IV-1、IV-2	「当局」について、例えば「当局との連携」、「内外の当局等からの情報等」、「関係当局による制裁リスト等」、「当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出」、「監督当局によるリスク・アプローチ」といった記述がある。監督当局は主務省を指しているとは理解できるが、その他のケースにおいて「当局」との定義を明確にされたい。特に、「当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出」といったケースでは、提出先に主務省が含まれるか否かを明確にされたい。	ガイドライン案において用いられている「当局」等について、具体的にどの機関等が含まれるかについては、各用語の前後の文脈等から判断されることとなりますが、概ねの整理としては次のとおりと考えております。 「当局」：商品先物取引法を所管する主務省又はマネロン・テロ資金供与対策に係る他の行政機関 「当局等」：「当局」その他関係機関 「監督当局」：商品先物取引法を所管する主務省 「関係当局」：関係する「当局」  なお、ご質問の当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出の提出先には、商品先物取引法を所管する主務省が含まれます。
6	I-3	「自主規制機関等が、当局とも連携しながら・・・必要かつ適切な場合には、マネロン・テロ資金供与対策に係るシステムの共同運用の促進」とあるが、このシステムとは何を指しているか明確にされたい。	「システム」とは、例えば反社会的勢力への該当性に係る照会制度といった、商品先物取引業においてマネロン・テロ資金供与対策を有効に実施するための業界間の情報共有の仕組みや取り組み等が考えられます。
7	II-2-2	【対応が求められる事項】の④に「定期的に見直し」とあるが、「定期的」の目安があれば示されたい。	各商品先物取引業者の規模や特性に応じて、リスク評価を見直す期間は異なります。定期的な見直しについては、少なくとも1年に1回は見直しを検討することが必要であるほか、新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりした場合等に、随時見直すことが考えられます。
8	II-2-3 (2)	【対応が求められる事項】の②に「前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配	本ガイドラインII-2(3)【対応が求められる事項】②に掲げた各項目の記載はいずれも例示であり、あらゆる顧客

		者の職業、事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること」とあり、あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案する必要があるのか。	や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありません。 いずれにせよ、顧客及び実質的支配者について、何を、いかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的にすべての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えます。
9	Ⅱ-2-3 (2)	【対応が求められる事項】の③に「顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とある。この「信頼に足る証跡」とは、顧客の申告以外に証跡を求めることを意味するのか。例えば、経歴、収入の状況や資金源等は顧客の申告が前提になると思うが、それ以外に信頼に足る証跡とはどのようなものを想定しているのか。	「信頼に足る証跡」については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条に定める本人確認書類のほか、例えば、経歴や資産・収入等を証明するための書類が考えられますが、調査する事項に応じ、その他書類等についても、排除されるものではありません。
10	Ⅱ-2-3 (2)	【対応が求められる事項】の⑤に「信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど」とあるが、これはどのようなものを想定しているのか。 また、どのようなものを想定するかにもよるが、その導入の要否は商品先物取引業者の規模や業容等に応じて判断するとの理解でよいか。	外部機関等が提供している信頼に足るPEPsリストのデータベースやマネロン・テロ資金供与対策に係るシステム等が一例として考えられます。 また、導入の要否については、各商品先物取引業者の規模や特性等に応じて、判断されるべきものと考えます。
11	Ⅱ-2-3 (3)	取引の「モニタリング」と「フィルタリング」について説明されたい。	本ガイドラインにおいては、「取引モニタリング」とは、異常取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法をいい、「取引フィルタリング」とは、制裁対象取引等の検知等を通じてリスクを低減させる手法をいいます。
12	Ⅱ-2-3 (3)	パブリックコメントに付された案は、複数箇所（注）で「フィルタリング」という語を用いているが、すべて「スクリーニング」に変更すべき。12 ページの対応が求められる事項5から判断すると、制裁リストに掲載・指定された制裁対象者を特定することを指すようであるが、FATF を筆頭に国際	金融商品取引業等を兼業している商品先物取引業者は、従来より、「フィルタリング」との用語を用いている金融庁のガイドラインに基づき、制裁対象取引等の検知等を通じてリスクを低減させるなどのマネロン対策を進めており、「screening」という用語で求められている取り組みに相当

		<p>的には斯様な意味では「スクリーニング」の用語になっている。本ガイドライン案の下敷きと思われる金融庁のガイドラインも、英語仮訳版では「screening」と用語を訂正している。</p> <p>FATF 対日相互審査を念頭に置いて作成する後発の本ガイドラインでは、国際的にも意味の通じる「スクリーニング」を用いるべき。</p>	<p>すると認識しています。こうしたことから本ガイドラインにおいても「フィルタリング」との用語を使用しております。</p> <p>ご指摘に関しましては、貴重なご意見として承ります。</p>
13	Ⅱ-2-3 (4)	<p>記録の保存期間や保存方法は商品先物取引業者が判断してよいとの理解でよいか。</p>	<p>記録の保存期間については、一律に一定期間の保存を求める趣旨ではありません。ただし、取引時確認を行った場合の確認記録は、犯罪による収益の移転防止に関する法律で保存期間を定めておりますので、これら関係法令に従ってください。いずれにせよ、関係法令等を踏まえつつ、各商品先物取引業者の規模や特性、顧客のリスク等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、分析可能な形で整理するなど、適切に管理することが求められます。</p>
14	Ⅱ-2-3 (5)	<p>【対応が求められる事項】の④に「既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分」とあるが、商品デリバティブ取引における「一見取引」とはどのようなものか説明されたい。</p>	<p>「一見取引」とは、既存顧客との継続的な取引ではない取引を例示したものですが、取引区分の詳細は個別具体的に判断されることとなります。</p>
15	Ⅲ-2	<p>【対応が求められる事項】の④に「所管部門への専門性を有する人材の配置」とある。また、Ⅲ-3-2の【対応が求められる事項】の④に「管理部門にマネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性を有する職員を配置すること」とある。この「専門性」については、特定の資格や認証等が求められるのではなく、商品先物取引業者の規模や業容等に応じて判断するとの理解でよいか。</p>	<p>「専門性」については、特定の資格・認証等の取得を前提とするものではなく、各商品先物取引業者の特性や当該職員の担当業務の内容等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。</p>
16	監督指針 Ⅱ-5 及びガイドライン全般	<p>商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正案（新旧対照表）Ⅱ-5 取引確認時等の措置（1）主な着眼点（注1）に記載されている「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（商品先物取引業者）」（平成25年3月 農林水産省・経済産業省）については、農林水産省及び経済産</p>	<p>「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（商品先物取引業者）」につきましては、下記のとおり農林水産省及び経済産業省のウェブサイトに掲載しております。</p>

	<p>業省のウェブサイトを検索しても容易に出現しません。「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が制定されたあかつきには、そのガイドラインと同じページに登載され、確認が速やかにできるようにしていただきたい。</p> <p>商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正案において、既に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」という表現が行き渡っているにもかかわらず、なぜ「テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策」と表現されているのか。紛らわしく、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に統一したほうが良いのではないのでしょうか。何か特別に意図があるのでしょうか。</p> <p>「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」案においては、「マネロン・テロ資金供与リスク管理体制」となっていますが、「体制」という構築された組織や規程だけではなく、社会や経済環境の変化に対応して動的に変化し対応していく意味が込められている「態勢」を使用して「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢」というほうが相応しいのではないのでしょうか。</p> <p>F A T F 第4次対日相互審査が間近となっているなか、商品先物取引業者におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る進捗状況や当局によるオンサイト及びオフサイトのモニタリングに係る進捗状況は、はかどっているのでしょうか。</p>	<p><a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/hourei-4.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/hourei-4.pdf</a></p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/commerce/pdf/hansyuuhouryuuijikou.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/commerce/pdf/hansyuuhouryuuijikou.pdf</a></p> <p>その他のご指摘に関しては貴重なご意見として承ります。</p>
--	---	---